

議案第 74 号

議決第 号

始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件

始良市国民健康保険税条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年11月24日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

始良市国民健康保険税条例（平成22年始良市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の8.4」を「100分の9.4」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「22,000円」を「23,100円」に改める。

第5条の2第1号中「22,000円」を「23,600円」に改め、同条第2号中「11,000円」を「11,800円」に改め、同条第3号中「16,500円」を「17,700円」に改める。

第6条中「100分の2.5」を「100分の3.1」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条中「100分の1.2」を「100分の2.7」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2中「5,500円」を「8,100円」に改める。

第9条の3中「4,000円」を「7,000円」に改める。

第13条第8項中「控除する」を「減額する」に改める。

第23条第1項第1号ア中「15,400円」を「16,170円」に改め、同号イ(ア)中「15,400円」を「16,520円」に改め、同号イ(イ)中「7,700円」を「8,260円」に改め、同号イ(ウ)中「3,850円」を「12,390円」に改め、同号エ(ウ)中「1,575円」を

「4,725円」に改め、同号オ中「3,850円」を「5,670円」に改め、同号カ中「2,800円」を「4,900円」に改め、同項第2号ア中「11,000円」を「11,550円」に改め、同号イ(ア)中「11,000円」を「11,800円」に改め、同号イ(イ)中「5,500円」を「5,900円」に改め、同号イ(ロ)中「2,750円」を「8,850円」に改め、同号エ(ウ)中「1,125円」を「3,375円」に改め、同号オ中「2,750円」を「4,050円」に改め、同号カ中「2,000円」を「3,500円」に改め、同項第3号ア中「4,400円」を「4,620円」に改め、同号イ(ア)中「4,400円」を「4,720円」に改め、同号イ(イ)中「2,200円」を「2,360円」に改め、同号イ(ロ)中「1,100円」を「3,540円」に改め、同号エ(ウ)中「450円」を「1,350円」に改め、同号オ中「1,100円」を「1,620円」に改め、同号カ中「800円」を「1,400円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,300円」を「3,465円」に改め、同号イ中「5,500円」を「5,775円」に改め、同号ウ中「8,800円」を「9,240円」に改め、同号エ中「11,000円」を「11,550円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の始良市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。